海上自衛隊訓令第１０号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、航空隊の編制に関する訓令（昭和３６年海上自衛隊訓令第４８号）の全部を次のように改正する。

昭和４０年３月２０日

防衛庁長官　小　泉　純　也

航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令

目　次

第１章　航空隊（甲）の編制（第１条―第５条の２）
第２章　航空隊（乙）の編制（第６条―第１３条）
第３章　航空隊（丙）の編制（第１４条―第２２条）
第３章の２　航空隊（丁）の編制（第２２条の２―第２２条の６）
第４章　教育航空隊の編制（第２３条―第３０条）
第５章　雑則（第３１条・第３２条）
附　則

第１章　航空隊（甲）の編制

（編制）

第１条　航空隊（甲）（以下本章において「航空隊」という。）は、航空隊本部及び飛行隊をもつて編成する。ただし、必要があると認めるときは、航空分遣隊を編成に加えることができる。

（司令及び副長）

第２条　航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、航空集団司令官又は航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

４　航空隊に副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（指揮系統の特例）

第２条の２　地方総監は、防衛大臣が別に定める場合を除き、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６章に規定する自衛隊の行動及び防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１８号の規定に基づく警戒監視並びにこれらを円滑

かつ効果的に実施するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、前条第３項の規定により航空群司令の指揮監督を受ける航空隊（回転翼哨戒機を装備する部隊であつて当該地方総監が属する地方隊の警備区域に常時所在するものに限る。）の一部（一の飛行隊を限度とする。）を指揮する。

（航空隊本部）

第３条　航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（飛行隊）

第４条　飛行隊の長は、飛行隊長とする。

２　飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。ただし、第１号及び第２号に掲げる指揮監督については行わないものとし、第３号に掲げる指揮監督については航空機を搭載する護衛艦の長の命を受け行うものとする。

⑴　飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の飛行隊の他の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

⑵　飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合で当該飛行隊の一部に飛行隊長が加えられていないときの当該飛行隊の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

⑶　飛行隊の全部又は飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の当該飛行隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

３　前項第１号の指揮監督については、司令の定めるところによる。

第５条　削除

（航空分遣隊）

第５条の２　航空分遣隊の長は、航空分遣隊長とする。

２　航空分遣隊長は、司令の命を受け、航空分遣隊の隊務を統括する。ただし、第１号及び第２号に掲げる指揮監督については行わないものとし、第３号に掲げる指揮監督については航空機を搭載する護衛艦の長の命を受けて行うものとする。

⑴　航空分遣隊長及び航空分遣隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の航空分遣隊の他の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

⑵　航空分遣隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合で当該航空分遣隊の一部に航空分遣隊長が加えられていないときの当該航空分遣隊の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

⑶　航空分遣隊の全部又は航空分遣隊長及び航空分遣隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の当該航空分遣隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

３　前項第１号の指揮監督については、司令の定めるところによる。

４　航空群司令は、災害派遣及びこれを円滑かつ効果的に実施するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、航空群司令部と同一の基地に常時所在する指揮系統外の航空分遣隊を指揮する。

第２章　航空隊（乙）の編制

（編制）

第６条　航空隊（乙）（以下本章において「航空隊」という。）は、航空隊本部、飛行隊、整備補給隊及び航空基地隊をもつて編成する。

（司令及び副長）

第７条　航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

４　航空隊に副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（指揮系統の特例）

第７条の２　地方総監は、防衛大臣が別に定める場合を除き、自衛隊法第６章に規定する自衛隊の行動及び防衛省設置法第４条第１８号の規定に基づく警戒監視並びにこれらを円滑かつ効果的に実施するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、前条第３項の規定により航空群司令の指揮監督を受ける航空隊（回転翼哨戒機を装備する部隊であつて当該地方総監が属する地方隊の警備区域に常時所在するものに限る。）の一部（一の飛行隊を限度とする。）を指揮する。

（航空隊本部）

第８条　航空隊本部に、次の２室を置く。

総務室

幕僚室

（総務室）

第９条　総務室の長は、総務室長とする。

２　総務室長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　公印の保管に関すること。

⑵　庶務、文書及び人事に関すること。

⑶　他の所掌に属しない事項に関すること。

（幕僚室）

第１０条　幕僚室の長は、幕僚室長とする。

２　幕僚室長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　航空隊の運用及び隊内の事務の連絡調整に関すること。

⑵　警備上必要な情報の収集及び調整並びに秘密保全に関すること。
⑶　飛行安全及び地上安全並びに事故調査に関すること。
（飛行隊）
第１１条　飛行隊の長は、飛行隊長とする。
２　飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。ただし、第１号及び第２号に掲げる指揮監督については行わないものとし、第３号に掲げる指揮監督については航空機を搭載する護衛艦の長の命を受け行うものとする。
⑴　飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の飛行隊の他の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督
⑵　飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合で当該飛行隊の一部に飛行隊長が加えられていないときの当該飛行隊の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督
⑶　飛行隊の全部又は飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の当該飛行隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督
３　前項第１号の指揮監督については、司令の定めるところによる。
（整備補給隊）
第１２条　整備補給隊の長は、整備補給隊長とする。
２　整備補給隊長は、司令の命を受け、航空機及び搭載装備品（以下「航空機等」という。）の整備及び物品（糧食及び衛生資材を除く。）の補給を行う。
（航空基地隊）
第１３条　航空基地隊の長は、航空基地隊長とする。
２　航空基地隊長は、司令の命を受け、基地業務を行う。

第３章　航空隊（丙）の編制

（任務）
第１４条　航空隊（丙）（以下本章において「航空隊」という。）は、次の各号に掲げる業務を行い、もって航空機の運用の改善又は開発並びに航空機等及び航空基地用機器の性能及び用法の改善又は開発に資するとともに、海上自衛隊の部隊の術力を向上させることを任務とする。
⑴　海上自衛隊の使用する航空機の運用に関する調査研究
⑵　航空機等及び航空機の運航に必要な航空基地用機器の性能及び用法に関する試験（以下本章において「試験」という。）
⑶　航空部隊に対する訓練の指導及び航空機の発着艦が可能な自衛艦に対する艦上における航空機の運用に関する訓練の指導（以下本章において「訓練指導」という。）

⑷　海上幕僚長の定める海上自衛官に対し海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和４２年海上自衛隊訓令第４号）第３２条及び第３７条の課程（第３７条の課程にあっては、幹部自衛官（一般幹部候補生課程を修了した一般幹部候補生を含む。）に対するものに限る。）に係る教育（第１９条の２において「専攻等の課程教育」という。）

（編制）

第１５条　航空隊は、航空隊本部、企画審査隊、調査研究隊、訓練指導隊、計測隊、飛行隊及び整備隊をもつて編成する。

（司令及び副長）

第１６条　航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、航空集団司令官の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

４　航空隊に、副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（航空隊本部）

第１７条　航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（企画審査隊）

第１８条　企画審査隊の長は、企画審査隊長とする。

２　企画審査隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　試験の計画の作成及びその実施の調整に関すること。

⑵　試験の成果の検討及び評価に関すること。

⑶　試験に関する統計の作成及び資料の収集に関すること。

⑷　試験に関する部外との連絡調整に関すること。

（調査研究隊）

第１９条　調査研究隊の長は、調査研究隊長とする。

２　調査研究隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　航空隊の運用に関する調査研究に関すること。

⑵　航空機等及び航空基地用機器の性能及び用法に関する調査研究に関すること。

（訓練指導隊）

第１９条の２　訓練指導隊の長は、訓練指導隊長とする。

２　訓練指導隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　航空隊の運用に関する訓練指導に関すること。

⑵　航空機等の用法に関する訓練指導に関すること。
⑶　航空安全に関する調査研究及び訓練指導に関すること。
⑷　航空事故の調査研究に関すること。
⑸　専攻等の課程教育に関すること。
（計測隊）
第２０条　計測隊の長は、計測隊長とする。
２　計測隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。
⑴　試験に必要な計測及び解析の実施に関すること。
⑵　計測及び解析に関する資料の整理及び保管に関すること。
⑶　計測器材の整備及び保管に関すること。
（飛行隊）
第２１条　飛行隊の長は、飛行隊長とする。
２　飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。
（整備隊）
第２２条　整備隊の長は、整備隊長とする。
２　整備隊長は、司令の命を受け、航空機の整備を行う。

第３章の２　航空隊（丁）の編制

（任務）
第２２条の２　航空隊（丁）（以下本章において「航空隊」という。）は、船舶等に係る電子情報資料、画像情報資料等の収集、電子戦に係る戦術の開発及び改善の支援並びに訓練の支援並びに艦艇が行う航空標的を使用する訓練の支援を行うことを任務とする。
（編制）
第２２条の３　航空隊は、航空隊本部及び飛行隊をもつて編成する。
（司令及び副長）
第２２条の４　航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。
２　司令は、１等海佐をもつて充てる。
３　司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。
４　航空隊に副長１人を置く。
５　副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。
（航空隊本部）
第２２条の５　航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（飛行隊）
第２２条の６　飛行隊の長は、飛行隊長とする。
２　飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。

第４章　教育航空隊の編制

（任務）
第２３条　教育航空隊は、海上幕僚長の定める海上自衛官等（以下本章において「航空学生」という。）に対し航空機の操縦等に必要な知識及び技能を修得させるための教育を行うことを任務とする。
（編制）
第２４条　教育航空隊のうち実用機を用いて行う操縦教育を任務とする教育航空隊は、教育航空隊本部、教育飛行隊及び学生隊をもつて、練習機を用いて行う操縦教育を任務とする教育航空隊は、教育航空隊本部、教育飛行隊、列線整備隊及び学生隊をもつて、地上教育を任務とする教育航空隊は、教育航空隊本部、教育隊及び学生隊をもつて編成する。
（司令及び副長）
第２５条　教育航空隊の長は、教育航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。
２　司令は、１等海佐又は２等海佐をもつて充てる。
３　司令は、教育航空集団司令官又は教育航空群司令の指揮監督を受け、教育航空隊の隊務を統括する。
４　教育航空隊に副長１人を置く。
５　副長は、司令を助け、教育航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。
（教育航空隊本部）
第２６条　教育航空隊本部においては、司令の行う教育航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。
（教育飛行隊）
第２７条　教育飛行隊の長は、教育飛行隊長とする。
２　教育飛行隊長は、司令の命を受け、航空学生の操縦等に関する教育訓練を行う。
（列線整備隊）
第２８条　列線整備隊の長は、列線整備隊長とする。
２　列線整備隊長は、司令の命を受け、航空機等に関する飛行前後の点検及び整備を行う。
（学生隊）
第２９条　学生隊の長は、学生隊長とする。

２　学生隊長は、司令の命を受け、航空学生の身上、規律及び服務に関する業務を行う。

（教育隊）

第３０条　教育隊の長は、教育隊長とする。

２　教育隊長は、司令の命を受け、航空学生に対する航空機の操縦に必要な基礎教育を行う。

第５章　雑　則

（分隊）

第３１条　航空隊（甲）司令は航空隊(甲)の、航空隊（乙）司令は航空隊(乙)の、航空隊（丙）司令は航空隊(丙)の、航空隊（丁）司令は航空隊(丁)の、教育航空隊司令は教育航空隊のそれぞれの隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊１以上を編成することができる。

（委任規定）

第３２条　この訓令に定めるもののほか、航空隊(甲)、航空隊(乙)、航空隊(丙)、航空隊(丁)及び教育航空隊の内部組織に関し必要な事項は､海上幕僚長が定める。

附　則

この訓令は、昭和４０年３月２５日から施行する。

附　則（昭和４１年９月２９日海上自衛隊訓令第３号基地分遣隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第８条）

この訓令は、昭和４１年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４２年７月２６日防衛庁訓令第１４号自衛隊法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令第１条）

この訓令は、昭和４２年７月２８日から施行する。

附　則（昭和４２年９月３０日海上自衛隊訓令第６号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第９条）

この訓令は、昭和４２年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４３年６月２５日海上自衛隊訓令第１２号航空派遣隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）

この訓令は、昭和４３年６月２６日から施行する。

附　則（昭和４４年７月２８日海上自衛隊訓令第１２号）

この訓令は、昭和４４年７月２９日から施行する。

附　則（昭和４６年６月２３日海上自衛隊訓令第２２号）

この訓令は、昭和４６年７月１日から施行する。

附　則（昭和４６年１２月１７日海上自衛隊訓令第２９号）

この訓令は、昭和４６年１２月２０日から施行する。

附　則（昭和４７年１２月２０日海上自衛隊訓令第４０号）

この訓令は、昭和４７年１２月２１日から施行する。

附　則（昭和４８年２月１９日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令は、昭和４８年２月２２日から施行する。

附　則（昭和５０年４月２日海上自衛隊訓令第１０号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）（抄）

この訓令は、昭和５０年４月３日から施行する。

附　則（昭和５６年３月２４日海上自衛隊訓令第１４号）

この訓令は、昭和５６年３月２７日から施行する。

附　則（昭和５６年７月１０日海上自衛隊訓令第３４号）

この訓令は、昭和５６年７月１５日から施行する。

附　則（昭和５８年３月２８日海上自衛隊訓令第１０号）

１　この訓令は、昭和５８年３月３０日から施行する。

２　航空分遣隊の編制に関する訓令（昭和４３年海上自衛隊訓令第１３号）は廃止する。

附　則（昭和６２年１１月２７日海上自衛隊訓令第４８号）

この訓令は、昭和６２年１２月１日から施行する。

附　則（昭和６３年４月８日海上自衛隊訓令第１９号）

この訓令は、昭和６３年４月８日から施行する。

附　則（平成９年１月１７日防衛庁訓令第１号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第５５条）

この訓令は、平成９年１月２０日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２日防衛庁訓令第４６号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第２５条）

この訓令は、平成１０年１２月８日から施行する。

附　則（平成１３年３月２日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令中、第１条の規定は平成１３年３月５日から、第２条の規定は同月２４日から施行する。

附　則（平成１３年１２月２７日海上自衛隊訓令第４５号）

この訓令は、平成１４年３月１５日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日防衛省訓令第１２号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第７４条）（抄）

１　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２１日海上自衛隊訓令第３０号海上自衛隊の教育訓練に関する訓令の一部を改正する訓令附則第２項）（抄）

１　この訓令は、平成２１年１２月２１日から施行する。

附　則（平成２３年３月２８日防衛省訓令第８号統合幕僚学校の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第６条）

この訓令は、平成２３年３月２８日から施行する。

附　則（平成２７年８月１０日海上自衛隊訓令第１５号）

この訓令は、平成２７年８月３１日から施行する。

附　則（平成３０年２月２８日防衛省訓令第５号）（抄）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴・⑵　（略）

⑶　第３条、第５条から第７条まで及び第１０条の規定　平成３０年３月２３日

附　則（平成３０年３月２８日防衛省訓令第１７号）

この訓令は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日防衛省訓令第５７号表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令第１７条）（抄）

１　この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。